

区民委員会報告資料

令和6年2月28日

報告事項件名	頁
1 戸籍証明書の広域交付等の開始について	2
2 【追加】国民健康保険料の決定（変更）通知書における、保険料内訳の一部誤りについて	4
3 前期高齢者給付費額報告書の誤報告に伴う給付費の返還（案）について	7
4 足立区国民健康保険業務委託（対象業務1）の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について	9
5 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定について	13

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和6年2月28日

件名	戸籍証明書の広域交付等の開始について
所管部課	区民部 戸籍住民課
内容	<p>令和元年5月に戸籍法の一部が改正され、本籍地に関わらず、すべての自治体で戸籍証明書を発行することができるようになる（以下、「広域交付」という。）。また、オンライン申請促進のため、新たな証明書として識別符号が追加された。については、区内の交付方法について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 広域交付等の概要</p> <p>(1) 施行日 令和6年3月1日</p> <p>(2) 請求者 本人、配偶者、直系の親族に限る</p> <p>(3) 種類</p> <p>ア 区外本籍の証明書</p> <p>① 戸籍全部事項証明書（謄本）</p> <p>② 除籍全部事項証明書</p> <p>③ 除籍謄本</p> <p>④ 改製原戸籍謄本</p> <p>イ 新たに追加を予定している証明書</p> <p>① 戸籍電子証明書提供用識別符号</p> <p>② 除籍電子証明書提供用識別符号</p> <p>※ 本定例会で足立区事務手数料条例改正の議案を提出している。</p> <div data-bbox="981 862 1485 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>広域交付の対象ではない証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍個人事項証明書（抄本） ・ 戸籍の附票 など </div> <p>※ 識別符号とは</p> <p>アラビア数字16桁で構成される戸籍証明専用のパスワードのこと。</p> <p>戸籍証明書の添付が必要な手続きにおいて、紙の証明書の提出に代わりこの識別符号を提示することができる。申請先はシステム上で識別符号をもとに検索し、証明内容を確認する。</p> <p>符号を利用できる手続きは、現在、法務省が関係省庁とシステム対応等の調整をしており、令和6年度末以降に開始される予定である。</p> <p>2 区における交付方法</p> <p>(1) 戸籍住民課</p> <p>ア 交付開始日 令和6年3月1日（金）</p> <p>イ 交付する証明書</p> <p>(ア) 区外本籍の戸籍証明書（上記1のア①～④）</p> <p>(イ) 各種識別符号（上記イ①～②）</p> <p>ウ 事前予約制</p> <p>過去に遡って戸籍証明を発行する場合、1件あたり1時間程度を要する。そのため、当日に証明書交付を希望する方は事前予約制にて対応する。</p> <p>《予約専用電話番号》 03-3880-5095</p>

(2) 区民事務所

ア 交付開始日 令和6年6月3日(月)

イ 交付する証明書

(ア) 1のア①のうち、請求者本人の現在記載されている証明書のみ
(転籍前や除籍の戸籍、本人以外の戸籍にかかる証明書は対象外)

(イ) 各種識別符号

(3) 交付時間

平日 8:30～17:00※

※本籍地自治体への確認が想定されるため、当面は上記時間帯で対応する。

3 今後の方針

本籍地に関わらず戸籍証明書が取得でき、各種手続き時の利便性が向上するため、法務省による広報活動に加え、区においても、あだち広報、ホームページ、SNSのほか、チラシやポスターにより、区民事務所、地域学習センター、住区センター等でも広く周知を図る。

区民委員会報告資料

令和6年2月28日

件名	【追加】国民健康保険料の決定（変更）通知書における、保険料内訳の一部誤りについて																
所管部課名	区民部 国民健康保険課																
内容	<p>令和6年2月13日に発送した、国民健康保険料の決定（変更）通知書において、保険料内訳の一部に誤りがあることが判明したので報告する。</p> <p>【参考】世帯の保険料 イメージ図</p> <table border="1" data-bbox="435 792 1406 999"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期高齢者支援分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>*****</td> <td>*****</td> <td>誤った保険料</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>*****</td> <td>*****</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計保険料</td> <td>*****</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 誤った箇所は介護分の所得割、網掛け部分である) (※ *****の欄は正しい保険料の金額が印字されている)</p> <p>1 経過</p> <p>(1) 2月13日に発送した通知書を受け取った方から、国民健康保険課の窓口にて、合計保険料と保険料内訳の合計が一致しないとの申し出があり、誤りが判明した。</p> <p>(2) 窓口業務の委託業者が保険料を計算したところ、①通知書に印字された合計保険料は正しい金額であり、内訳の一部のみ誤っていること、②電算システム上では保険料内訳は正確に表示されている（合計保険料と保険料内訳の合計も一致している）こと、③同封した納付書に記載誤りがないことが確認できたため、申出者にその旨を説明してお詫びした。</p> <p>(3) その報告を受け、区職員が印刷業者（※）に送付した印刷ファイルのデータの内容を点検したところ、保険料の内訳の一部が0円となっていることを確認した。</p> <p>(4) 電算システムの委託業者にプログラムの内容点検と原因究明を依頼したところ、ミスの原因については、今年1月から開始した産前産後の保険料減免に際し、プログラムを修正した影響であることが判明した。</p> <p>※ 本業務は、電算システムで出力したデータを元に、別の印刷業者が帳票印刷した後、該当者に送付している。</p>		医療分	後期高齢者支援分	介護分	所得割	*****	*****	誤った保険料	均等割	*****	*****	*****			合計保険料	*****
	医療分	後期高齢者支援分	介護分														
所得割	*****	*****	誤った保険料														
均等割	*****	*****	*****														
		合計保険料	*****														

2 プログラムを修正した影響の範囲

- (1) 国民健康保険料の内訳として、医療分・後期高齢者支援金分・介護分に分かれており、それぞれ所得割額と均等割額が賦課される。
- (2) 今回の誤りは、介護分が賦課される40歳以上65歳未満で、所得割の賦課割合が変更となった方の分であり、介護分の所得割額があるにも関わらず、通知書内訳に0円と印字されたものである。
- (3) 対象件数は、2月13日発送件数5,185件のうち、1,405件である。
- (4) 通知書と一緒に送付した納付書に記載している保険料の金額は合計保険料のみ(正しい金額)であり、保険料の支払いには問題ない。

3 対象者への対応

保険料内訳に誤りがある通知書を送付した1,405件の方に、謝罪文と正しい通知書を2月19日以降、早急に送付した。

4 原因と今後の対応

	原因	今後の対応
1	通知書の印刷用データを出力するためのバッチ処理(帳票編集プログラム)にミスがあり、介護分の内訳のみ、出力データの参照箇所が誤っていた。	プログラムを修正した際には委託業者に点検項目の記録等の提出を求め、点検作業が適正に行われているか、電算システムの委託業者に対して詳細な聴き取りを行う。
2	電算システムの委託業者は、プログラム修正後の点検作業で、修正対象であった産前産後の保険料減免対象世帯の保険料が正しいことが確認できたので、修正は完了したものと思い込み、産前産後の保険料減免対象世帯以外を含む全件の確認を怠った。 区職員は産前産後のプログラム変更を確認したが、それ以外のデータに影響がないものとして、検証作業を漏らした。	プログラム修正後にデータ等の影響範囲を委託業者に確認し、区職員も含めた検証作業に漏れないよう徹底していく。 区民等に送付する帳票については、一部をテスト印字し、修正した箇所のみ確認すれば足りるとの先入観を持たずに、印字項目を確認していく。

	<p>5 委託業者に対する方針</p>
--	----------------------------

再通知の際に発生した費用は委託業者に請求していく。

区民委員会報告資料

令和6年2月28日

件名	前期高齢者給付費額報告書の誤報告に伴う給付費の返還（案）について																				
所管部課名	区民部 国民健康保険課																				
内容	<p>東京都を通じ社会保険診療報酬支払基金に報告する前期高齢者給付費額報告書において、誤った数値を報告していたことが判明したため、数値を修正した。このことに伴い、東京都への返還金額が生じたため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 修正年度 平成27年度から令和2年度</p> <p>2 返還金額（案） 3,279,164円 (内訳)</p> <table border="1" data-bbox="422 931 1386 1247"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>金額（円）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>交付</td> <td>408,000</td> <td>東京都→足立区</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>交付</td> <td>1,829,647</td> <td>東京都→足立区</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>返還</td> <td>△5,516,811</td> <td>足立区→東京都</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>返還</td> <td>△3,279,164</td> <td>足立区→東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年度と平成28年度は、算定基礎数値を少なく報告していたため、交付される。</p> <p>※2 平成29年度は、算定基礎数値を多く報告していたため、返還する。</p> <p>※3 平成27年度から平成29年度までの金額を相殺し、3,279,164円を返還する。</p> <p>※4 「前期高齢者交付金」は、平成27年度から平成29年度まで、社会保険診療報酬支払基金から区市町村に交付されていた。 平成30年度の国民健康保険制度改正以降は、東京都が区市町村に代わり財政の運営主体となったため、「前期高齢者交付金」は、社会保険診療報酬支払基金から東京都に交付されている。</p> <p>3 誤報告の項目</p> <p>(1) 高額介護合算療養費の計上が漏れていた。</p> <p>(2) 不当利得に伴う返還金を控除せずに計上していた。</p> <p>(3) 社会保険診療報酬支払基金への数値の集計（前期給付費額報告）について、都への報告（月報）にあわせた集計をおこなっていた。</p>	年度	種別	金額（円）	備考	平成27年度	交付	408,000	東京都→足立区	平成28年度	交付	1,829,647	東京都→足立区	平成29年度	返還	△5,516,811	足立区→東京都	合計	返還	△3,279,164	足立区→東京都
年度	種別	金額（円）	備考																		
平成27年度	交付	408,000	東京都→足立区																		
平成28年度	交付	1,829,647	東京都→足立区																		
平成29年度	返還	△5,516,811	足立区→東京都																		
合計	返還	△3,279,164	足立区→東京都																		

4 誤報告となった理由

- (1) 高額介護合算療養費の積算に用いたエクセルシートにおいて、高額介護合算療養費の列がなかった。また、一部の計算式において、加算と減算が逆になっていた。
- (2) 報告数値の集計時期については、前期高齢者給付費額報告は社会保険診療報酬支払基金へ、月報は都へそれぞれ月次で行っているが、集計時期が同じであると思い込んでおり、担当者の認識が誤っていた。正しくは、現金給付（金銭の支払い）は執行月に、現物給付（医療サービスの提供）は診療月に記載すべきであった。
- (3) 上記の2点については外部委託開始前から誤っていた可能性がある。

5 再発防止策

マニュアルおよび報告数値の作成に係る集計ファイルを補正するとともに、マニュアルに数値集計に関する確認事項を追加した。

また、数値集計に際しては、縦計算と横計算の突合などエラーチェックに漏れないよう、作業工程の点検体制を常に検証していく。

6 今後の方針

- (1) 令和6年1月15日現在、東京都から返還金額案が示されている状況である。三連符等の通知が届き次第、令和5年度内に返還する。
- (2) 返還金額は令和5年度3月補正予算を計上する。

(参考) 修正した報告数値

(前期高齢者交付金を算定するための基礎数値)

	前期高齢者給付費額（単位：円）		
	① 誤（報告済）	② 正	差（②－①）
平成27年度	29,881,981,728	29,885,337,856	3,356,128
平成28年度	29,041,465,017	29,045,216,078	3,751,061
平成29年度	27,627,361,299	27,616,147,619	-11,213,680
平成30年度	26,244,557,196	26,221,207,358	-23,349,838
令和元年度	26,006,651,686	26,045,755,479	39,103,793
令和2年度	24,803,804,213	24,798,503,567	-5,300,646
合計	163,605,821,139	163,612,167,957	6,346,818

※ 平成30年度以降は「前期高齢者交付金」は制度改正により都道府県に交付されている。

区民委員会報告資料

令和6年2月28日

件名	足立区国民健康保険業務委託（対象業務1）の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	区民部 国民健康保険課
内容	<p>足立区国民健康保険業務委託事業者プロポーザル選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を対象業務1の契約の相手方として特定したので報告する。</p> <p>1 業務名 足立区国民健康保険業務委託 (対象業務1：資格賦課・保険料等、委託業務全体の7割程度の規模)</p> <p>2 業務目的、内容 民間企業のノウハウを生かした良質なサービスの提供と、滞納整理強化に職員をシフトした現体制の維持を目的に、国民健康保険業務のうち、専門定型業務の民間委託を行う。</p> <p>3 特定した相手方 (1) 事業者名 パーソルテンプスタッフ株式会社 (代表者 第二BPO事業本部 本部長 藤原 理絵) (2) 所在地 港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館14階</p> <p>4 申込事業者数 2事業者</p> <p>5 現在の受託者 パーソルテンプスタッフ株式会社</p> <p>6 提案価格 2,370,772,800円(税込)</p> <p>7 業務期間 令和6年10月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント (1) 統括責任者、副統括責任者が常駐して現場の管理監督を行うこと、従事者の60%以上が足立区在住者であり、緊急時の出勤体制が確保できていること等、業務運用体制が安定していた。 (2) 全従事者と機密保持に関する契約を締結、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止し、社独自の情報セキュリティハンドブックにより従事者への指導、研修を行うなど、個人情報の取扱いに対して厳粛に取り組んでいる姿勢が確認できた。 (3) 保険証の廃止、標準システムへの切り替え等の対応について、マニュアル作成、FAQの整備等の具体的な提案があった。</p>

9 特定までの経緯

(1) 公募期間 令和5年10月31日から11月8日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審査 事業者数
第1回	令和5年 10月25日	選定方法や評価項目等の 確認	—
第2回	令和5年 12月11日	第一次選考 (提案書提出者の選定： 書類審査)	2事業者
第3回	令和6年 2月 8日	第二次選考 (事業者の特定：プレゼ ンテーション、ヒアリン グ)	2事業者

イ 委員構成 (計7名)

種別	氏 名	役職等
学識経験者	川 端 薫	社会保険労務士
	船 野 智 輝	公認会計士
	【委員長】正 木 順 子	弁護士
区民	小 島 千恵子	国民健康保険 運営協議会委員 (民生・児童委員)
区職員	勝 田 実	政策経営部長
	【副委員長】田ヶ谷 正	区民部長 (令和6年2月1日 任命)
	馬 場 優 子	衛生部長

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「国民健康保険業務委託提案書提出者選定結果 (第一次) 及び提案書特定結果 (第二次)」のとおり

10 今後の方針

委員会報告後、ホームページに結果を公表する。

足立区国民健康保険業務委託(対象業務1) 提案書提出者選定結果(第一次)

項番	評価項目		配点	パーソン テンプスタッフ 株式会社	B社	
	分類					
1	経営状況	経常利益	50	30.0	30.0	
		財務諸表	50	40.0	40.0	
2	履行保証力	自己資本比率	50	50.0	50.0	
3	瑕疵担保力	賠償責任保険の加入有無	50	50.0	50.0	
4	業務遂行力	従事可能な職員数	窓口電話・内部事務	100	100.0	100.0
			システム	100	100.0	100.0
5	業務執行技術力	自治体受託実績又はそれに準ずる実績	150	150.0	80.0	
6	業務遂行体制	人材採用・育成・配置計画	採用計画	100	96.3	64.3
			育成計画	100	95.1	80.9
			配置計画	100	94.9	37.4
			総合評価	50	35.7	15.7
7	情報セキュリティ・コンプライアンス	ISO/IEC27001またはPマーク取得状況	50	50.0	50.0	
		過去10年間の情報漏えい事故及び不正行為の有無と対策	50	30.0	30.0	
一次評価 小計			1,000	922.0	728.3	
	区内事業者	区内に本店がある事業者 に10%加点	100	0	0	
総合計			1,100	922.0	728.3	
選定結果				選定	選定	

足立区国民健康保険業務委託(対象業務1) 提案書特定結果(第二次)

項番	評価項目		配点	対象業務1	
	分類			パーソル テンプスタッフ 株式会社	B社
1	準備業務	提案依頼書の理解度	20	20.0	20.0
		準備業務体制	30	29.7	14.0
		準備業務内容	60	47.7	21.9
		スケジュール	40	27.1	21.7
2	国民健康保 険業務	提案依頼書の理解度	30	30.0	25.0
		業務運用体制	210	190.0	129.7
		業務内容	200	177.1	124.3
		安全管理体制	80	80.0	58.6
		業務改善提案	30	23.7	17.4
3	コスト	提案見積価格	50	30.4	35.0
4	事業者の信 頼度	コンプライアンス体制	60	48.0	38.6
		業務引継	20	14.3	11.7
		提案書及びプレゼン テーション	170	153.7	95.6
2次評価 小計			1,000	871.9	613.4
	区内事業者	区内に本店がある事業 者に5%加算	50	0	0
		区内に支店がある事業 者に3%加算	30	0	0
総合計			1,050	871.9	613.4
特定結果				特定	非特定

区民委員会報告資料

令和6年2月28日

件名	令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定について						
所管部課名	区民部 高齢医療・年金課						
内 容	<p>令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率について、令和6年1月31日に開会された東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「都広域連合」という。）議会において、以下のとおり可決されたので報告する。</p> <p>1 令和6・7年度の保険料率</p>						
	年度		R4・5 (現行)	R6・7		R4・5 (現行) との差	
	一人当たり 平均保険料額		104,842円	111,356円		6,514円増	
	年度		R4・5 (現行)	R6	R7	R4・5 (現行) との差	R4・5 (現行) との差
	均等割額		46,400円	47,300円	47,300円	900円増	900円増
	所得 割率	旧ただし 書き所得 ^{※1} 58万円以下	9.49%	8.78%	9.67%	0.71pt減	0.18pt増
		旧ただし 書き所得 58万円超		9.67%		0.18pt増	
	一人当たり 平均保険料額		104,842円	110,156円	112,535円	5,314円増	7,693円増
	賦課限度額		660,000円	730,000円	800,000円	70,000円増	140,000円増
	<p>※1 旧ただし書き所得＝総所得金額等－43万円（基礎控除額） これが58万円以下の方は、令和6年度は制度改正の影響を受けないように配慮</p>						
2 保険料率改定の主な設定条件							
(1) 被保険者数 令和6年度176万人、令和7年度179.3万人							
(2) 一人当たり医療給付費の伸び率 0.78%							

(3) 所得係数（均等割額と所得割額の賦課割合）

ア 所得係数 1.56

イ 均等割額と所得割額の賦課割合（48：52）

37.17（均等割額）：62.83（所得割額）

(4) 都広域連合剰余金繰入 260億円

(5) 出産育児一時金の財政規模 2年間で約23億円

(6) 後期高齢者負担率

ア 令和6年度

(ア) 旧ただし書き所得58万円以下の方 12.24%

(イ) 旧ただし書き所得58万円超の方 12.67%

イ 令和7年度 12.67%に統一（制度改正影響あり）

(7) 賦課限度額

66万円から80万円に引き上げ。ただし、激変緩和措置として令和6年度は73万円（令和6年度に被保険者になる方を除く）。

3 保険料率改定における主な増加抑制及び軽減対策

(1) 特別対策の継続実施

審査支払手数料、保険料未収金補填分、葬祭費の3項目について、各区市町村が一般財源で支弁する見込額（2年間で約214億円）。

(2) 所得割額軽減の継続実施（都広域連合独自の軽減）

各区市町村が一般財源で支弁する見込額（2年間で約5億円）。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

(3) (1) (2) の特別対策等を実施した場合の足立区での試算額

都内62区市町村議会において「都広域連合の規約変更について」の議案が可決された場合における一般財源で支弁する試算額は以下のとおり。

項目	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額 (案)	差額
審査支払手数料相当額	197,850千円	205,116千円	7,266千円
財政安定化基金拠出金相当額	0円	0円	0円
保険料未収金補填分相当額	80,838千円	52,170千円	△28,668千円
保険料所得割額減額分相当額	14,721千円	14,411千円	△310千円
葬祭費相当額	257,400千円	259,550千円	2,150千円
合計	550,809千円	531,247千円	△19,562千円

(4) 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など
(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減

	加入から2年を 経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

4 今後のスケジュール

令和6年3月上旬 「あだち長寿医療だより」で周知(世帯に送付)
3月中旬 都広域連合が「東京いきいき通信」で周知(新聞
折込)
4月 改定前の保険料率で仮賦課
7月中旬 住民税決定後に本賦課し、「あだち長寿医療だよ
り」で保険料額決定を周知

5 今後の方針

都広域連合による改定結果をもとに、区民へ丁寧な周知、説明するとともに、保険料賦課等の事務処理を円滑に進めていく。